

横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定に関する説明資料

1. 条例について

(1) 条例制定の背景

むし歯及び歯周病に代表される歯科疾患は、その発病、進行により欠損や障害が生じ、その結果として歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたすとともに、歯周病が全身の健康に影響を与えるものとされている。

また、高齢者や要介護者における調査においても、口腔衛生状態の改善等を図ることが、誤嚥性肺炎の減少等に有効であることが示されている。

そのため、歯及び口腔の健康を保つことは、豊かな人生を送るための基礎となるものであり、その積極的な取り組みを行っていくことが重要である。

(2) 条例制定の必要性

市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、それぞれ有する責務又は役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって歯及び口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。もって、8020運動を推進するとともに、ライフステージの特性に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取り組みを推進し、市民の生涯にわたる健康の保持増進を図る。

(3) 条例の特徴

- ・高齢者等にとり、口腔衛生状態の改善や、咀嚼能力の改善を図ることが、誤嚥性肺炎の減少や、認知機能低下の予防、日常生活動作の改善に有効であることが示されているため、厚生労働省と日本歯科医師会が主唱する80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取り組みである「8020運動」を推進するとともに、ライフステージの特性に応じた取り組みを推進することを条例に規定
- ・歯と口腔の健康づくり検討協議会において、「歯と口腔の専門的見地」の有識者として横須賀市歯科医師連盟、横須賀市歯科医師会の3名の歯科医師をお招きし、参考意見を聴取。また、条文に関連したテーマについて神奈川歯科大学の2名の教授の講義を聴講

2. 議員提案による条例制定の意義

地方分権改革により、自治体の政策形成能力が問われている中、議決機関である議会にも、政策形成機能の充実が求められているとの認識から、議会改革の第2ステージとして、政策検討会議の設置を議会基本条例に規定しました。これは、議会が検討すべき課題を抽出し、その課題解決に向けて、政策条例の制定や市長等への政策提言を行うためのものです。

今回は政策条例の制定といった形での政策立案を行いました。長（執行機関）が条例制定を検討する際に、その内容が複数の部局にまたがる場合、部局間での検討が進まないことも想定されますが、議員提案の政策条例の立案は、その調整を議員が担う

といった点で効果的であると考えられます。

横須賀市議会では、これまでも議員発議による政策条例の制定実績は複数ありますが、あくまでも議員有志が検討を重ねて提出されたものでした。政策検討会議を中心に政策課題の選定から条例案の策定までを議会全体で取り組んで制定された条例としては、平成 30 年に制定された「横須賀市がん克服条例」に続き、2 例目となります。

3. 検討組織

(1) 政策検討会議

議員の任期（4 年間）で検討すべき課題を決定し、実行計画を策定する。

(2) 課題別検討会議

政策検討会議で決定された課題について、具体的な協議を行い、政策条例案の策定や市長等への政策提言を行う。

(3) 透明性の確保

いずれの会議も公開としているため、議会における政策形成過程の透明性が確保させていると認識しています。

4. 検討経過

令和元年 5 月 29 日	政策検討会議での検討 各委員（会派）から提出された 9 件の課題について、協議を 2 回開催
令和元年 6 月 19 日	検討課題を「歯と口腔の健康づくり」と決定 歯と口腔の健康づくり検討協議会の設置
令和元年 8 月 22 日	条例案策定に係る協議を開始 関係部局、有識者との意見交換など、述べ 8 回開催
令和 2 年 3 月 13 日	条例素案に対するパブリックコメント開始 市民等からの意見 17 人、66 件
令和 2 年 6 月 25 日	議員提出議案の提出 条例議案の可決